

令和 9 年度入学

東京女子医科大学大学院 医学研究科（博士(医学)課程）

学生募集要項



東京女子医科大学

東京女子医科大学大学院医学研究科 博士課程

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

医学研究科博士課程の到達すべきゴールとして、その専門分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、研究を指導する能力と哲学を養うこと、さらに臨床医学においては、新しい医療技術の開発および高度な専門技術を修得すること、また共同先端生命医科学においては新しい医療機器や医薬品の開発・評価のための医療レギュラトリーサイエンスを指導する能力を養うことを目指している。

ディプロマ・ポリシー

医学及び医療の発展を先導および指導できる高度の研究能力と専攻分野の深い学識を身に体したものに学位を授与します。医学研究科博士課程においては、所定の単位を修得し、自身の研究成果の論文が審査で認証され、以下に示す成果を達成したと認められる者に、4年制の医学研究科の6専攻においては博士（医学）Ph.D.、3年制の共同先端生命医科学専攻においては博士（生命医科学）Ph.D.の学位が授与されます。

4年制の医学研究科の6専攻

- 1) 大学の理念である至誠と愛の精神をもって社会に貢献する研究を行う能力を示す成果
- 2) 科学的、倫理的に適正な先端的研究を計画、実施、発表する能力を示す成果
- 3) 研究者・教育者を育成する能力を示す成果

学位を授与するまでの年限は医学研究科は4年としますが、所定の学修を修了し特に優れた研究成果を公表した者については、研究科委員会で審査の上1年早く授与することがあります。

3年制の共同先端生命医科学専攻

- 1) 大学の理念である至誠と愛の精神をもって社会に貢献する研究を行う能力を示す成果
- 2) 医療レギュラトリーサイエンスを実践、指導する能力を示す成果
- 3) イノベーションを起こし定着させる能力を示す成果

カリキュラム・ポリシー

学生は専攻した領域の学修と研究、大学院共通の学修を通じて、それぞれの学修および研究計画に従って所定の期間にディプロマ・ポリシーを満たす学修を進めます。

4年制の医学研究科の6専攻では、自ら定めた課題を解明する科学的、倫理的に適正な先端的研究を計画、実施し論文として発表する過程を学び、社会に貢献する研究を行う力を修得します。第3学年では学位論文のための研究に関して公開で中間発表を行い評価とフィードバックを受けます。科学的視野をさらに広げ、主分野を補うための選択分野と大学院共通カリキュラムなどを履修し、至誠と愛の精神をもって社会に貢献する研究を行う能力および研究者・教育者を育成する能力を修得します。修了の要件として、基礎系の4専攻は合計30単位以上、臨床系の2専攻は合計32単位以上を修得する必要があります。

3年制の共同先端生命医科学専攻においては、医療レギュラトリーサイエンス、生命・医療倫理、生物統計、臨床研究、イノベーション先端医療、等に関する臨床医学の講義、実習、と演習、実習、体験見学を通じて学修し、実践と先導ができる能力を修得します。さらに自ら定めたレギュラトリーサイエンスに関わる課題について、研究を計画、実践し、博士論文として

公表し、科学的、倫理的に適正な研究を計画、実施、発表する能力を獲得し、社会に貢献する研究を進める能力を開発します。修了の要件として、合計30単位以上を修得する必要があります。

評価は科目毎に、観察評価、面接評価、学修報告書（レポート）評価により行われ、単位が認定されます。学位研究については、研究過程は年度毎の進捗報告、中間発表により評価され、研究成果は学位論文の審査により評価されます。学位論文は研究科委員会で審査し、学位授与に適合する成果を上げていることを評価します。

アドミッション・ポリシー

本学で学修するものは、本学の建学の精神と大学の理念を理解し、本学医学研究科が設置する4年制の6つの専攻（形態学系、機能学系、社会医学系、先端生命医科学系、内科系、外科系）と、早稲田大学と共同で設置する3年制の共同先端生命医科学専攻の7つの専攻のいずれかで、大学院のカリキュラム・ポリシーに沿って学修し、ディプロマ・ポリシーを満たすことのできる医学士もしくは修士の学位、またはそれに相当する教育研究の経歴と業績が認定されたものです。

医学研究科が求める入学者像は

- 1) 将来自立して教育研究を通じて社会に貢献する意欲を持つ人
- 2) 専門的な国際コミュニケーションを行う基礎となる英語力を持つ人
- 3) 専攻を希望する分野で探求する課題を持つ人

です。

入学志望者には、建学の精神と大学理念、研究テーマ、将来像について面接評価、および筆記試験による英語力評価が行われ、評価結果を総合して入学判定が行われます。

アセスメントポリシー

入学時にはアドミッション・ポリシーを満たす人材か、在学中はカリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているか、卒業時はディプロマ・ポリシーを満たす人材となったかを以下の基準で評価します。

	入学時	在学中	卒業時
大学院医学研究科 （課程レベル）	入学試験 入学時調査	進級率・休学率・退学率・単位認定・レポート評価・研究計画書・研究指導状況報告書・中間発表会評価	学位授与率・修了率・学位論文のIF・就職率・学生調査・アンケート調査
大学院科目レベル	入学試験	単位認定・レポート評価・研究計画書・研究指導状況報告書・中間発表会評価	

大学院生に関しては大学院便覧に示します。継続的に形成的評価を行い、学生への指導に使用します。また、その結果の学修成果（達成度）を評価するために、決まった時期と数の総括的評価を実施します。これらの評価は、教学IR室での解析等によって評価そのものの事後評価を行い、信頼性と妥当性を最大化します。

東京女子医科大学大学院医学研究科(博士(医学)課程)概要

1. 修業年限
- 博士課程4年(特例として3年)
2. 学位授与
- 本大学院医学研究科に4年以上、特例として、優れた研究業績を上げた者については3年以上在学して所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には博士(医学)の学位を授与する。
3. 組織及び内容と学生定員
- 各分野の研究テーマや詳細については、ホームページを参照のこと。
<http://www.twmu.ac.jp/univ/graduate/medical/field/>

専攻	分野	指導教授	2031年度までの 退任予定時期	入学 定員	総定員
形態学系	神経分子形態学	藤枝 弘樹	2030/3/31	5	20
	顕微解剖学・形態形成学	石津 綾子			
	人体病理学・病態神経科学	倉田 厚			
機能学系	神経生理学	宮田 麻理子		4	16
	生化学	中村 史雄	2028/3/31		
	薬理学	松浦 勝久			
	微生物学免疫学	柳澤 直子			
医学社会系	公衆衛生学	野原 理子		4	16
	法医学	木林 和彦	2028/3/31		
内科系	呼吸器内科学	多賀谷 悦子	2029/3/31	8	32
	糖尿病・代謝内科学	長尾 元嗣			
	腎臓内科学	星野 純一			
	液性病態制御内科学	長尾 元嗣(代)			
	循環器内科学	山口 淳一			
	消化器内科学	中井 陽介			
	脳神経内科学	藤堂 謙一			
	血液内科学	瀬尾 幸子			
	膠原病リウマチ内科学	勝又 康弘			
	総合診療・総合内科学	竹村 洋典	2027/3/31		
	精神医学	押淵 英弘			
	小児科学	田畑 務(代)	2027/3/31		
	皮膚科学	坂井 修二(代)	2027/3/31		
	放射線腫瘍学	橋本 弥一郎			
	画像診断学・核医学	坂井 修二	2027/3/31		
	病理診断学	種田 積子			
	リハビリテーション科学	若林 秀隆			
	医療安全学	小松 康宏			

専攻	分野	指導教授	2031年度までの 退任予定時期	入学 定員	総定員
外科系	呼吸器外科学	神崎 正人		10	40
	内分泌外科学	明石 定子(代)	2031/3/31		
	乳腺外科学	明石 定子	2031/3/31		
	心臓血管外科学	新浪 博	2027/3/31		
	肝・胆・膵外科学	本田 五郎			
	消化管外科学	山口 茂樹	2027/3/31		
	脳神経外科学	水足 邦雄(代)			
	整形外科	岡崎 賢			
	形成外科学	櫻井 裕之	2027/3/31		
	眼科学	平野 佳男			
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	水足 邦雄			
	婦人科学	田畑 務	2027/3/31		
	産科学	田畑 務(代)	2027/3/31		
	麻酔科学	長坂 安子			
	泌尿器科学	高木 敏男			
先端生命医科学系	顎口腔外科学	岡本 俊宏	2030/3/31	8	32
	口腔顎顔面外科学	古賀 陽子			
	救急医学	森 周介			
	先端工学外科学	正宗 賢			
	遺伝子医学	山本 俊至	2030/3/31		
	未来共創ライフサイエンス	清水 達也			
	再生医工学	大和 雅之	2030/3/31		
	統合医科学				
	疾患モデル研究	本田 浩章	2027/3/31		

令和9年度入学 東京女子医科大学大学院医学研究科(博士(医学)課程)入学試験要項

1.募集人員 令和8年8月現在

専攻名	分野名	募集人員
形態学系	神経分子形態学・顕微解剖学・形態形成学、人体病理学・病態神経科学	5
機能学系	神経生理学、生化学、薬理学、微生物学免疫学	4
社会医学系	公衆衛生学、法医学	4
内科系	呼吸器内科学、糖尿病・代謝内科学、腎臓内科学、液性病態制御内科学、循環器内科学、消化器内科学、脳神経内科学、血液内科学、膠原病リウマチ内科学、総合診療・総合内科学、精神医学、小児科学、皮膚科学、放射線腫瘍学、画像診断学・核医学、病理診断学、リハビリテーション科学、医療安全学	8
外科系	呼吸器外科学、内分泌外科学、乳腺外科学、心臓血管外科学、肝・胆・膵外科学、消化管外科学、脳神経外科学、整形外科学、形成外科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、婦人科学、産科学、麻酔科学、泌尿器科学、顎口腔外科学、口腔顎顔面外科学、救急医学	10
先端生命医科学系	先端工学外科学、遺伝子医学、未来共創ライフサイエンス、再生医工学、統合医科学、疾患モデル研究	8
入学志願者は専攻および主分野を選び入学志願票の所定欄に記入すること。		39

2. 入学資格

- 1) 医学部、歯学部、獣医学部または薬学部(6 年制)を卒業した者および入学年月日の前日である3月31日までに卒業する見込みの者。
- 2) 修士の学位や専門職学位を有する者。
- 3) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。
- 4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。
- 5) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。
- 6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者。
- 7) 文部科学大臣が指定した者(大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者(平成元年文部省告示第118号)他)。
- 8) 本大学院において個別の入学資格審査により、医学部、歯学部、獣医学部または薬学部(6 年制)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者。
- ※出願資格の7)8)に該当する方は、事前に資格の審査を行います。出願期間開始日の2 ヶ月前までにお問い合わせください。

3. 出願期間

令和8年12月16日(水)より 12月23日(水)午後4時まで(書類必着)

4. 試験期日

令和9年1月28日(木)午前8時45分までに試験場所に参集のこと。
ただし、下記6に記載の語学試験免除者は同日午前10時20分からの面接試験前に試験場所に参集のこと。

5. 試験場所

東京都新宿区河田町8-1 東京女子医科大学

6. 試験内容

- 1) 語学試験(午前9時00分から10時00分まで) 英語についての筆記試験を行う(英和・和英辞書のみ持ち込み可、医学用語事典、電子辞書等は不可)。

ただし、出願日より過去5年以内に下表の資格・検定試験等のスコア以上を取得した者は、語学試験の受験が免除される。

各資格・検定試験等のスコア	
ケンブリッジ英語検定	160点以上
実用英語技能検定	準1級以上
GTEC(Advanced Basic Core CBT)	1180点以上
IELTS	5.5点以上
TEAP	309点以上
TEAP CBT	600点以上
TOEFL iBT	72点以上
TOEIC L&R	730点以上

- 2) 面接試験(午前10時20分から) 口答試問を行う。

7. 出願手続

入学志願者は次の書類を一括して提出すること。

- 1) 入学志願票【本要項に掲載している本学所定のもの **※A4かつ片面で印刷してください。**】 下段の履歴書欄も記入すること。
- (※) 2) 卒業(修了)証明書 または 卒業(修了)見込証明書 または 在学証明書
- (※) 3) 成績証明書
- 4) 研究計画書・研究指導体制計画書【本要項に掲載している本学所定のもの】
受け入れ先の指導教授と研究指導体制について相談した上で作成すること。
項目「4.指導責任教授が在学中に退任予定の場合は、教授退任後の指導体制について記述してください。」に該当する場合は、別途「担当指導教員等変更願」【本要項に掲載している本学所定のもの】も提出すること。
(※) 学士・修士・博士等の学位を取得(見込み含む)した全課程の各証明書を提出してください。
(※) 卒業(修了)証明書と成績証明書が同一となっている証明書を両書類の代替とできます(成績・卒業証明書等)。
(※) 編入学者の場合は編入学前の成績証明書も提出してください。
(※) 日本国外の大学の卒業(修了)生の場合は学位取得証明書も提出してください。
(※) 中華人民共和国内の大学の卒業(修了)生の場合は18 桁の番号が記載されている卒業(修了)証明書を提出してください。
(※) 中華人民共和国内の大学の卒業(修了)生の場合は卒業(修了)証明書、成績証明書の代替として中国学歴・学籍認証センター(日本代理機構を含む)で発行された学歴認証、成績認証(原本かつ英語版)を提出できます。
(※) 日本語または英語で発行されていない各証明書を提出する場合は翻訳文、翻訳文の内容を証明する公証印が押印された公証書(原本)も提出してください。
(※) 各証明書の原本を提出できない場合は各証明書の代替として各証明書のコピーに大学印が押印された書類を提出できます。
- 5) 写真 2 枚 出願日前3ヶ月以内に撮影したもの(カラー写真 タテ4cm×ヨコ3cm 2枚、上半身・正面・無帽・無背景・枠なし) 1枚は志願票に貼付のこと。もう1枚は裏面に氏名を記入し、その他書類と併せて提出すること。
- 6) 入学検定料 30,000円を「三菱UFJ銀行 きよなみ支店 普通預金 1128001 学校法人東京女子医科大学」までお振り込み後、その振込証憑を1)に貼付のこと。 **※1)はA4かつ片面で印刷してください。**

さらに該当者は次の書類も提出すること。

- 7) 所属長の承諾書等【自由書式に自署捺印、見本は本要項に掲載】
助教および助手が、ならびに後期研修医以外の職員が本大学院医学研究科に志願する場合、当該教職員は次々々ページ記載の各書類を入学願書等と併せて提出する必要があります。
- 8) 語学試験免除のための各資格・検定試験等で一定のスコア以上を取得したことを証明する書類(原本)
- (注意) ○ **出願前に、必ず当該分野の指導教授と、今後の研究・教育内容について相談の上、志願票および研究計画書・研究指導体制計画書に自署・捺印をもらうこと(入学志願者が助教および助手か、後期研修医以外の職員の場合は所属長の承諾書等にも自署・捺印をもらうこと)。**
その他の氏名欄についても、すべて自署にて記入。
○ 出願手続後の志望変更は原則として認めない。また、提出した書類および検定料は返還しない。
○ 入学願書と各種証明書等の姓が異なる場合は、戸籍抄本または戸籍記載事項証明書を提出してください。
○ 郵送にて出願の際は必ず書留郵便とし、封筒表面に「大学院医学研究科入学願書在中」と朱記すること。
受験票郵送を必要とする者は、切手460円分(簡易書留代)を同封すること。
○ 出願の際に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載等があった場合は、不正行為とみなし、入学試験の結果を無効とすることがあります。なお、その場合も提出された書類・資料等および検定料は返還しません。

8. 合格発表

令和9年2月22日(月) 午前10時以降
・合格発表は、
本学ホームページ上
URL <http://www.twmu.ac.jp/univ/graduate/>
の「お知らせ-infomation-」中にて公開します。
・電話やメールによる可否についての問い合わせには、一切応じられません。

9. 入学手続期間

令和9年2月22日(月) より3月8日(月) 午後4時まで
詳細は可否結果通知書に同封される書類で確認してください。可否結果通知書は入学志願票に記載した住所に郵送されます。

10. 学費

種別	金額(単位:円)
入 学 金	310,000
授 業 料 (年額)	350,000
実 習 費 (年額)	500,000
計	1,160,000

- ◎ 本学卒業者の入学金は10万円とする。
- ◎ 授業料等の納入金は休学中も減免されませんが、長期履修制度の適用を受ける場合は在籍期間により年額が変わって来ます。(次々々々ページ参照)
- ◎ 原則として在学中に学費等の変更はございません。
ただし物価等に大きな変動があった場合は、その割合に応じて学費等をスライドさせる場合がございます。

11. 奨学金制度等

日本学生支援機構の奨学金貸与制度があります。また、本学の制度として、大学院医学研究科の学費減免制度、大学院医学研究科の奨学金貸与制度、大学院生を対象としたリサーチ・アシスタントおよびティーチング・アシスタントの制度があります。

12. 個人情報の取り扱いについて

出願および入学手続にあたって提出していただいた個人情報は、入学試験の実施・合格発表から入学手続、および入学後の修学指導・支援等、大学が必要と判断した事項を行うために利用します。これらの業務の一部を、東京女子医科大学が指定した業者に委託することがあります。

13. 受験・就学上の配慮

身体機能の障がいや疾病等により、受験・就学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、冊子裏面の連絡先までお問合せください。また、大きな病気やけがのため、受験に支障をきたす恐れがある場合、あるいは出願後にそのような状態になった場合でも、速やかにお問い合わせください。なお、入学試験を欠席した場合は、追試験等の特別措置および検定料の返還はしません。

14. 入学辞退にともなう学費返還

一度提出した書類および納入した入学金、授業料、実習費は、原則として返還しません。ただし、やむを得ない事情により入学を辞退する場合や、入学までに入学資格を満たさなかった場合には、授業料・実習費のみ返還の対象となります。手続方法等、詳細については、冊子裏面の連絡先に問い合わせてください。

15. 外国人学生の在留資格(ビザ)に関する件

大学への入学を許可された外国人学生(日本の在留資格を有していない者)は、在留資格「留学」を申請する必要があります。

・大学への入学を目的として日本に入学するには、まず日本国内の法務省入国管理局に在留資格「留学」の「在留資格認定証明書(COE)」の交付申請を行います。所定の入学手続のうち、入学金・学費の振込が完了した外国籍者について、東京女子医科大学学務部医学部で代理申請を行います。「在留資格認定証明書」の審査には1-2か月の時間を要しますので、振込締切日にかかわらず、速やかに入学金・学費の振込を済ませ、早めに申請することを推奨します。

・「在留資格認定証明書」が交付されたら、申請者にお送りします。「在留資格認定証明書」の発行日から3か月以内に、居住国の日本国大使館・領事館でパスポートとともに提示して「留学」ビザ(査証)を取得し、渡日してください。

※在留資格「短期滞在」で滞在している者について

在留資格「短期滞在(観光)」(査証免除の場合も含む)で入国した場合、原則として日本国内で「留学」へ在留資格を変更することは認められていません。一度出国し、日本以外の国の日本国大使館・領事館に在留資格認定証明書を提出し、留学ビザを取得してから再入国してください。

やむを得ない理由で、新学期までに再度、帰国が難しい場合等は、速やかに東京女子医科大学学務部学務課医学部事務室大学院担当までご相談ください。

※日本の在留資格を有している場合(日本に居住している者)

在留期限に応じて「在留期間更新許可申請」をご自身で行ってください。手続に関する詳細は、法務省のホームページを参照してください。在留期間更新は期間満了日の3か月前から当日まで申請できます。

16. その他

(注意) ○健康診断書は出願時には不要。

ただし、本入学試験合格者に対して入学手続の際に健康診断書(本学所定の用紙)の提出を求めます。

○外国籍の出願者は、合格が決定した場合には速やかに留学ビザの取得が必要となりますので、取得に必要な手続きについては、事前によく確認しておくこと。

共同先端生命医科学専攻の入試要項(出願書類)については、
ホームページ(<http://www.jointbiomed.sci.waseda.ac.jp/>)よりダウンロードしてください。

他大学院から転入学を希望する場合の入試要項(出願書類)については、
ホームページ(<http://www.twmu.ac.jp/univ/graduate/medical/point.php>)よりダウンロードしてください。

入試等に関する照会先

東京女子医科大学 学務部学務課医学部事務室大学院担当
〒162-8666 東京都新宿区河田町8番1号
メールアドレス mdaigakuin.bm@twmu.ac.jp
電話 03(3353)8112(代) 内線31126

大学院学則第 19 条関係「大学院医学研究科入学に関する申し合わせ事項」

1. 本学所属の後期臨床研修医は、研修を継続しながら本学大学院に在籍することができる。
2. 本学所属の講師以上の教育職は、本学大学院に入学する際には、その職を辞さなければならない。
3. 本学所属の助教および助手は、その身分を有しながら本学大学院に入学することができる。

<参考>大学院学則第 19 条

(入学の決定)

第 19 条 入学の決定は、医学研究科委員会および看護学研究科委員会にて各々行う。

大学院学則第16および17条関係

「大学院医学研究科入学志願に関する申し合わせ事項」

1. 助教および助手が、ならびに後期研修医以外の職員が本大学院医学研究科に志願する場合、当該教職員は次の書類を入学願書等と併せて提出しなければならない。
 - 1) 職務と学修とを両立させる観点から、所属長（人事権者）の、当該教職員が病院所属の場合はそれに加えて病院長の、健康管理に留意した勤務計画および承諾書
 - 2) 予想される履修期間を見込んで立案し、指導教授の承諾を得た適切な学修計画書
 - 3) 1)、2)の書類に記載されていることを遵守する旨の当該職員による誓約書
2. 1. に掲げる書類は、所属長（人事権者）、病院長、指導教授が当該職員の在学予定期間中に退任する予定である場合、退任後の体制についても言及されていなければならない。
3. 当該職員においては、職務と学修とを両立させる必要があることから、指導教授による学修計画書によって、大学院学則第4条に規定する標準修業年限4年（共同先端生命医科学専攻は3年）にこだわらず、同第28条(1)に規定する範囲（標準修業年限の2倍である8年、共同先端生命医科学専攻は6年）内で、長期的な修業が認められることがある。この場合の本大学院医学研究科に在籍している間に納める学費については、別に規定される。

<参考>大学院学則第16および17条

（入学の資格）

第16条 本大学院医学研究科及び看護学研究科に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）医学研究科博士課程

- 1) 医学部、歯学部、獣医学部または薬学部（6年制）を卒業した者
- 2) 修士の学位や専門職学位を有する者
- 3) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 7) 文部科学大臣が指定した者
- 8) 本大学院において個別の入学資格審査により、医学部、歯学部、獣医学部又は薬学部（6年制）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学志願の手続き）

第17条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願出しなければならない。

東京女子医科大学大学院医学研究科長期履修規程

(趣旨)

第1条 本規程は、東京女子医科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第4条第3項の規程に基づき、医学研究科における長期にわたる教育課程の履修（以下、「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他やむを得ない事情を有し、学長が特に認めた者

(修業年限)

第3条 長期履修による修業年限の限度は、6年とする。ただし、共同先端生命医科学専攻以外の専攻にあっては、理事会が特に必要と認めた場合に限り、次の第5条に掲げる期間の変更の手続きを経て、8年とすることができる。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、指導教授の承諾を得たうえで長期履修申請書を学長に提出しなければならない。ただし、期間の延長にあっては、最終年度の前年度末までに、入学時であれば出願手続の期限までに申請を行わなければならない。

(期間の変更)

第5条 長期履修期間の変更は年度を単位とし、原則として在学中1回に限り認めるものとする。履修期間の変更を希望するものは、指導教授の承諾を得たうえで学長に願い出るものとする。

(許可)

第6条 長期履修の許可および期間の変更の許可は、大学院委員会および研究科委員会の議を経て学長が行う。

(授業料等)

第7条 長期履修学生の授業料等は、修業年限にかかわらず大学院学則第33条に規定する授業料等（年額）に標準修了年限に相当する年数を乗じて得た額とし、その額を長期履修期間の年数で除した額を授業料等の年額とする。

- 2 長期履修期間を短縮した場合は、納入すべき残額を短縮後の履修年数で除した額を短縮後に納入する。
- 3 長期履修期間を延長した場合は、納入すべき残額を延長後の履修年数で除した額を延長後に納入する。ただし、第3条ただし書きに該当する場合は、納入すべき残額を延長後の履修年数で除し直すことは行わない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき理事会運営会議または理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、令和5年9月27日から施行する。

大学院医学研究科学費減免に関する内規

(平成24年4月1日制定)

第1条 本内規は、東京女子医科大学大学院学則第30条の規定にもとづき、東京女子医科大学(以下「本学」という。)の大学院医学研究科に在籍する学生で経済的理由により修学困難なものに対し、本学が学費を減免し、修学を支援することを目的とする。

第2条 対象者は、本学大学院医学研究科に在籍する学生とする。

第3条 減免額は、学費1年分の全額または半額とする。この場合において、「学費」とは、授業料および実習費とする。

2 本内規による学費減免の範囲は、以下の区分とする。

区分	収入の年額合計	減免内容
収入基準額	120万円以下	学費1年分の免除
収入基準額	180万円以下	学費1年分の半額免除

(注)

- 1 「収入の年額合計」とは、申請者本人の前年の収入の合計額(配偶者がある場合は、配偶者の収入を含む。ただし、定職収入に限る。)をいう。
 - 2 前項の「収入の合計額」とは、定職、アルバイト、金銭・物品など父母等からの給付、奨学金その他の収入により本人が1年間に得た金額をいう。ただし、事業所得(主に自営業等)の場合は、収入の年額から必要経費を控除した金額をいう。
 - 3 前項の規定にかかわらず、外国人留学生には、経済的理由により学費の納付が困難である場合に、減免をすることができる。
- 第4条 学費の減免は、年度ごとに、大学院生および入学志願者の申請にもとづき選考する。ただし、リ災等による場合は、事由が生じたときに随時行うことができる。
- 第5条 減免を受けようとする者は、在学生については前年度の1月末までに、入学志願者については入学試験日の2ヶ月前までに学費減免申請書(本学所定書式)に所得証明書およびその他の必要書類を添えて、学長に提出するものとする。
- 第6条 減免の期間は、1年間とし、年度ごとに新たに申請するものとする。

附 則

- 1 本内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条の対象者は、医療練士を兼ねる大学院生を除く。
- 3 第5条の所得証明書については、所得見込額を記載し、後日、所得証明書を提出することも可とする。

大学院医学研究科奨学金貸与規程

(平成29年4月1日規程・規則第1704号の28)

改正 平成30年10月2日規程・規則第1810号の2

(趣旨)

第1条 本規程は、東京女子医科大学(以下「本学」という。)大学院医学研究科に在籍する学生(以下「学生」という。)の勉学の遂行を援助するための奨学金の貸与制度に関し必要な事項を定める。

(貸与対象者)

第2条 本奨学金を受けようとする者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 本学大学院医学研究科に在籍する学生
- (2) 主たる家計支持者の失職および死亡、災害等による家計状況の急変またはその他経済的理由により修学困難な者
- (3) 強い勉強意欲をもち、人物優秀で成業の見込みのある者
- (4) 卒業後、本奨学金を完済するまで日本国内で勤務する予定である者

(貸与金額および貸与期間)

第3条 奨学金貸与の金額は、出願年度の学費相当額とし、期間は1ヶ年以内とする。

2 奨学金の利息は、無利息とする。

(貸与の申請)

第4条 奨学金貸与を希望する者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に定める書類を学長あてに提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)
- (2) 奨学金推薦書(以下「推薦書」という。)(様式第2号)
- (3) 家庭の所得を証明する書類(様式第3号)

2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める書類の提出を求めることがある。

- (1) 災害を受けた場合は、罹災証明書又はこれに代わるもの
- (2) 家計支持者の異動を証明するもの
- (3) その他本学が必要と認めたもの

(奨学生の選考)

第5条 奨学生の選考および奨学金に関する諸事項の審査は、医学研究科大学院委員会(以下「大学院委員会」という。)が行う。

2 奨学生の選考は、原則として毎年度4月に行う。ただし、緊急を要する事態が発生した場合および大学院委員会が必要と判断した場合には、随時選考を行うことができる。

3 大学院委員会は、前条に定める書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。選考の基準については、日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の対象となる家計基準を参考とし、選考に際し大学院委員会で決定する。

4 学長は、前項の奨学生候補者につき、医学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て理事長に採用を上申する。

5 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者につき、採用を決定する。

6 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、本人および連帯保証人に通知する。

(採用後の提出書類)

第6条 奨学生として採用された者は、所定の様式による借用証書を連帯保証人連署の上、理事長に提出しなければならない。

(奨学金の返還および返還猶予)

第7条 貸与を受けた奨学金の返還は、奨学生が卒業した日又は修了した日から起算して1箇年を経た後、貸与された奨学金の全額を月賦又は年賦により各回均等で最長5年以内に返還するものとする。返還期間は、奨学生の希望により年数を定める。ただし、奨学生からの願出による一括返還も可能とする。

2 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 疾病等により返還が著しく困難になったとき。
- (2) 離職等により収入がなく、返還が著しく困難になったとき。

3 前項により奨学金返還の猶予を受けようとする者は、年度ごとに医師の診断書又はその事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願(様式第4号)を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(奨学金の返還免除)

第8条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、奨学金返還の未済額を免除することがある。

(届出)

第9条 奨学生は、連帯保証人において、住所、氏名等の変更があった場合、速やかに届け出なければならない。

(資格喪失)

第10条 大学院委員会が、以下の各号に掲げる理由により、奨学生として不適格と認めた場合は、当該奨学生はその資格を失うものとする。

- (1) 学生としての本分に反する行為を認められた場合
- (2) 申請書および申請書類に虚偽の記載を行った場合
- (3) 正当な理由なく前条に定める届出を怠った場合

(貸与の打ち切り)

第11条 奨学生がその年度の中途において退学し、または前条各号に規定する理由により奨学生としての資格を失った場合は、貸与を打ち切るものとする。この場合において、貸与された奨学金全額を即時返還しなければならない。

2 返還方法等は大学院委員会が定め、奨学生、連帯保証人に通知する。

(延滞金)

第12条 奨学金の貸与を終了した者が正当な理由なく返還を怠ったときは、延滞金を徴収する。

2 前項に規定する延滞金の額は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年5%を乗じた金額とする。

3 延滞金は、返還すべき額とともに、理事長の指定する日までに支払わなければならない。

4 第1項において、延滞金及び滞納額について、理事長が相当期間を定めて、履行の催告をなしたにもかかわらず、奨学生であった者又は連帯保証人が催告期間内に全部または一部を履行しなかったときは、奨学生であった者又は連帯保証人は、直ちに残全額及びこれに対する支払に至るまで年5%を乗じた延滞金を支払わなければならない。

(その他)

第13条 本規程に関する事務は、学務部医学部学務課が行う。

2 この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科委員会の議を経て理事会において決定する。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月2日規程・規則第1810号の2)

本規程は、平成30年10月2日から施行する。

大学院の到達目標

本学の大学院は「基礎医学・社会医学・臨床医学あるいはそれらを関連付けた研究に専念し、医学領域の研究・診療・教育・行政における指導者を養成する」と位置付けられている。

在学中に修得すべき到達目標を以下に掲げる。

I 一般的事項

1) 一般的知識

- ☐ ヒト(生物)の構造、機能、病態、および健康と環境ならびに社会との関わりなどについての既知の事項を理解できる。
- ☐ ヒト(生物)の構造、機能、病態、および健康と環境ならびに社会との関わりなどについての未知の事項を把握できる。
- ☐ 既知および未知の事項について、臓器、細胞、分子レベルで説明できる。
- ☐ 自分の研究の重要性・位置づけを認識できる。
- ☐ 用いる研究手法の原理・精度・感度などについて理解し説明できる。
- ☐ 実験上の規制(劇物、毒物、有機溶媒の取り扱いと処理など)を熟知している。
- ☐ 論文のプライオリティー、著作権に対する認識がもてる。
- ☐ 研究倫理について熟知している。

2) 一般的技術

ア) 研究手法

- ☐ 目的を把握できる。
- ☐ 研究計画を立案できる。
- ☐ 適切な手法を用いて、研究を遂行できる。
- ☐ 研究上の規則を遵守できる。
- ☐ 結果を的確に記録できる。
- ☐ 結果を適切に分析、解析できる。
- ☐ 結果を論理的にまとめ、結論を導ける。
- ☐ 自分の結果を客観的に平易に説明できる。
- ☐ 共同研究者と討論できる。
- ☐ 研究テーマを設定できる。

イ) 統計・情報

- ☐ 種々の統計法を用いて統計処理ができる。
- ☐ 必要な情報の収集・交換ができる。
- ☐ インターネットを活用できる。

ウ) 文献の検索

- ☐ 図書館を活用できる。
- ☐ 文献検索(二次資料を含む)ができる。

エ) 論文の読み方

- ☐ 論文(邦文・英文)の論点を理解できる。
- ☐ 論文の批判的吟味ができる。

オ) 論文の書き方

- ☐ 目的・方法・結果・考察の順に簡潔に記載できる。
- ☐ 要約としてまとめることができる。

- ☐ 図、表などを適切に作成できる。
- ☐ 適切な文献を引用することができる。
- ☐ 投稿論文に対する査読者の指摘に沿って訂正し、適切な返答をすることができる。
- ☐ 英文で書くことができる。
- ☐ 印刷原稿の校正ができる(和文・英文)。
- ☐ 二重投稿や他の論文からの転用、引用に関する研究者モラルを遵守できる。

カ)学会発表の方法

- ☐ スライド、ポスターを作成できる。
- ☐ 論旨を明確に述べることができる。
- ☐ 質問に対する確、簡潔な返答ができる。
- ☐ 他人の発表を理解し、評価できる。

3)医学教育に関する知識と技術

- ☐ 教育原理に関する基本的知識を習得する。
- ☐ 教育技法を習得する。
- ☐ 教育評価に関する知識と技能を習得する。

4)一般的態度(意欲、関心を含む)

- ☐ 自分の研究に意欲がもてる。
- ☐ 最新の研究動向に関心がもてる。
- ☐ 自己学習、自己開発を行うことができる。
- ☐ 他の研究者と協調し、共同して実験することができる。
- ☐ 他の研究者の話を聞き、討論することができる。
- ☐ 現時点での自分の能力を知り、適切な専門家の意見をもとめることができる。
- ☐ 国内外の研究倫理関連法律・指針および利益相反などの内容を熟知している。
- ☐ データのねつ造や盗用、不利なデータの隠蔽、研究費の不正使用などを禁ずる研究上の倫理を遵守できる。

令和9年度入学志願票

[illegible]

※受験番号	東京女子医科大学大学院医学研究科博士(医学)課程 令和9年度入学受験票	
志 望	系専攻	
	分野	
ふりがな 氏名(自署)		
【試験内容】 1) 語学試験（午前9時から10時まで）は英語についての筆記試験を行う。 英和・和英辞書のみ持ち込み可、医学用語事典、電子辞書等は不可。 筆記用具（鉛筆、消しゴム）の貸し出しはしていませんので、忘れずにご用意ください。 また、語学試験中はマスク着用のご協力もお願いします。 2) 面接試験（午前10時20分から）は口答試問を行う。 【注意事項】 ・当日は、必ず受験票のご持参をお願いします。 (切り取り) ※本学割 ㊞		
※受験番号	東京女子医科大学大学院医学研究科博士(医学)課程 令和9年度入学検定料納付票	
(のりづけ) 振込証憑を、 本枠の内側に貼付してください。 【口座情報： 三菱UFJ銀行 きよなみ支店 普通預金 1128001 口座名義： 学校法人東京女子医科大学 】		

研究計画書・研究指導体制計画書

受験 番号	空欄（大学使用欄）	氏名	（カナ）	
			（漢字）	
基幹 分野	分野	指導 教員	（責任教授）	（印）
			（担当教員）	（印）

1. 研究題目（予定）を記述してください。
2. 研究計画を記述してください。
3. 社会人の方は仕事と研究の両立体制について記述してください。
4. 指導責任教授が在学中に退任予定の場合は、教授退任後の指導体制について記述してください。

年 月 日

担当指導教員等変更願

学長 殿

分野名 _____

氏名 _____

上記の出願者について、受け入れ予定の指導教授が退任まで 4 年を切っているため、下記のとおり後任の指導教員への変更を予めお認めいただきたく、お願い申し上げます。

記

現指導教授の氏名	印
後任の指導教員の氏名	印

以上

見本

〇〇年〇〇月〇〇日

勤務計画書および承諾書

所属 〇〇〇〇〇

(病院長氏名 (自署) 〇〇 〇〇 印)

所属長氏名 (自署) 〇〇 〇〇 印

当該出願者についての勤務計画は下記のとおりで、職務と学修とを両立させるように努めることで、大学院医学研究科への進学を承諾いたします。

記

- ・ 半日あるいは終日の講義や実習には、年次有給休暇を使用する。
- ・ 短時間の講義や実習の場合、勤務時間の変更(開始時刻あるいは終業時刻)を行ない、業務に支障がないようにする。
- ・ 残業業務が発生しないように、所属内で診療や教育の業務調整を行なう。

出願者氏名 (自署) 〇〇 〇〇 印

以上

見本

〇〇年〇〇月〇〇日

学修計画書

志望主分野 〇〇〇〇〇分野

志望主分野長氏名（自署） 〇〇 〇〇 印

出願者氏名（自署） 〇〇 〇〇 印

当該出願者についての学修計画は、下記のとおりです。

記

・研究内容は通常診療業務を踏まえたものとし、業務と研究が両立するものとする。

・履修・取得予定単位

1 学年	総合カリキュラム初期・後期 3 単位、教授による講義 5 単位、主分野 5 単位
2 学年	基礎医学系実習 2 専攻 4 単位、臨床医学系講義 1 単位、主分野 5 単位
3 学年	臨床医学系実習 1 単位、主分野 3 単位、選択分野 3 単位
4 学年	主分野 2 単位
合計	32 単位

以上

見本

〇〇年〇〇月〇〇日

誓約書

所属 〇〇〇〇〇

志望主分野 〇〇〇〇〇分野

出願者氏名（自署） 〇〇 〇〇 ⑩

この度、東京女子医科大学大学院医学研究科へ進学するに当たり、下記書類の内容を遵守することを誓約いたします。

記

- ・勤務計画書および承諾書
- ・学修計画書

以上